

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置導入業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

当局が保有する車載端末装置は、消防車両及び救急車両（以下「消防車両等」という。）の位置や動態を管理し、災害現場に最も早く到着することができる車両を選定する消防情報システムの消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

本件は、消防情報システムの運用を停止することなく車載端末装置として使用できる状態にする必要がある。

上記業者は、消防情報システムを開発・納入した業者で、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備(救助支援車積載)定期自主検査整備業務委託

2 契約の相手方

パウアーコンプレッサー株式会社

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備(救助支援車積載)は、高圧ガス保安法第5条により移動式高圧ガス製造設備として許可を受けており、同法35条の2に基づき定期自主検査を行わなければならない。

当該設備は、ドイツのパウアーコンプレッソーレンGMBH(以下「製造会社」という。)製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査整備等の点検整備には高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記業者は製造会社から日本の総販売代理店として指定された唯一の会社であり、同社のコンサルタント、販売及びアフターサービス業務について代理店を介することなく直接自社で実施しており、上記業者以外では本定期自主検査整備を履行することは不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6189)

随意契約理由書

1 案件名称

航空機局「おおさか」「なにわ」無線機器検査業務委託

2 契約の相手方

有限会社ユニオン電業

3 随意契約理由

大阪市消防局が運用するヘリコプターの航空機局「おおさか」「なにわ」無線機器等とは、無線電話や航空隊の航行の安全を確保するための無線機器（以下、「航空機局」という。）をいい、用途別に数種類装備されている。本案件は、航空機局について電波法に定められた年に1度の定期検査（ベンチチェック及び総合試験）を受検し合格させるものである。

ヘリコプターは定期検査に合格しなければ航行できないため、受検にあたっては総務大臣（近畿総合通信局長）から登録点検事業者の登録を受けている事業者により、電波法に定められた点検整備を実施し、不備のある箇所を修理したうえで航空機局の総合試験等を受検し合格させる必要がある。

また、本案件を履行するにあたっては、警防体制を維持し市民の安全に支障をきたさないよう最短で業務を履行しなければならない。

航空機局は用途別に数種類装備されており、上記業者はこれら全ての機器について点検整備並びに検査受検用諸試験を実施する設備を有し、かつ、近畿2府4県において最短で業務を履行することができる唯一の登録点検事業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

救急資器材（呼気終末炭酸ガス濃度測定器）点検業務委託

2 契約の相手方

日本光電工業株式会社

3 随意契約理由

当該救急資器材（呼気終末炭酸ガス濃度測定器）は、救急活動用として、傷病者の状態を正確に把握し、迅速かつ適切な処置を行う為に必要な高度救急救命処置用資器材であり、これらの資器材の故障は、傷病者の生命に重大な支障を及ぼす可能性があるため、常時各機器の性能維持に努め、その安全性を確保しなければならない。

当局保有の本製品は、日本光電工業株式会社が独自に設計し製作したものであり、構成部品も自社製品専用のもので、他社メーカーでは点検を含め当該製品の構造、分解、組立手順等の知識や技術を有していないため、上記業者が本業務を行うことができる唯一の業者である。よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急）

電話：06-4393-6628

随意契約理由書

1 案件名称

全国瞬時警報システム新型受信機導入業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

当局が導入している現行の全国瞬時警報システム受信機（以下、「受信機」という）は、総務省消防庁を通じて送信される国民保護に関する情報や緊急地震速報・津波警報等を受信するとともに、受信した情報を自動的に当局の消防情報システムの一部である消防救急デジタル無線及び指令回線に発信することで、活動中の職員等に対する安全管理体制の強化を図ることができるものである。今般、総務省消防庁より新型受信機の導入の推進がなされ、平成 31 年度以降の情報伝達は新型受信機のみに対して行われることとなった。

本件は、総務省消防庁からの情報を確実に受信できる体制を構築するため、当局の消防情報システムの一部である受信機を、運用を停止することなく、他の機能に影響を与えないように新型受信機へ移行するものであり、システムの改修が必須となる。

上記業者は、当局の消防情報システムを開発・納入した業者で、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6571）

随意契約理由書

1 案件名称

消防情報システムソフトウェア改修業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

当局の消防情報システム（以下「当該システム」という。）は、災害通報の受付から消防車両や救急車両の出場指令を行う火災救急指令機能に加え、日常業務や隔日勤務職員の勤務情報の管理、災害報告、災害統計の支援を行う支援情報管理機能など、当局独自の機能を備えたソフトウェアを構築している。

本件は、救急課が施行している警防業務の中で、救急活動記録及びウツタインデータ（以下「当該データ」という。）を、総務省消防庁統計調査システム及び大阪府医療対策課ORION情報収集システムに対し、独自のファイル形式で報告しなければならない、その業務を円滑に施行することを目的として、消防情報システムにおける当該データを変換する機能を追加するものであり、当該システムの運用を停止することなく、他の機能に影響を与えないようソフトウェア改修を行う必要がある。

上記業者は、消防情報システムを開発・納入した業者で、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6572）